

令和7年度第2回利府町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年5月23日（金）午後2時から午後4時まで

2 開催場所 利府町役場2階 第1会議室

3 出席者 （農業委員8名 推進委員5名） 計13名

会	長	1番	渡	邊	賢			
委	員	2番	鈴	木	ハマ子			
委	員	3番	桂	嶋	賢一			
委	員	4番	小	幡	康子			
委	員	5番	櫻	井	孝一			
委	員	6番	伊	藤	英樹			
委	員	7番	菊	地	豊志			
委	員	8番	郷	家	百合子			
推	進	委	員	10番	庄	司	安	伸
推	進	委	員	11番	板	橋	秀	之
推	進	委	員	12番	伊	藤	信	一
推	進	委	員	13番	高	橋	信	博
推	進	委	員	14番	赤	間	良	一

農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 真文

事務局 鈴木 俊也、小西 芹奈

※9番 小林 寅雄 委員は欠席

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

5番 櫻井 孝一 委員

6番 伊藤 英樹 委員

日程第2 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可決定について

日程第3 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出に対する受理について

報告第4号 農地転用許可を伴わない現状変更届出書の受理について

5 会議の概要

事務局長が農業委員会総会の開会を告げ、会長から挨拶・報告事項を述べた。
会長が議長となり、議事日程について次のとおり行った。

【第2回利府町農業委員会総会】

1 開 会

局 長 本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございます。
それでは、ただ今から、第2回 利府町農業委員会総会を開会いたします。
初めに、渡邊^{かたし}賢 会長から ご挨拶をお願いします。

2 挨拶及び会長報告事項

会 長 開会の挨拶（及び報告事項）

局 長 有難うございました。
それでは、議事に入らせていただきます。
議事進行につきましては、利府町農業委員会会議規則 第4条の規定により、
会長がその議長となり議事を整理するとなっております。
それでは、ここからの議事進行につきまして、渡邊会長をお願いします。

議 長 それでは、議事に入らせていただきます。
ただ今の出席委員は、農業委員8名、推進委員5名の計13名です。
欠席委員は9番 小林 寅雄 委員です、県農業共済組合会議に出席のため欠
席です。

議 長 日程第1 「会議録署名委員の指名」

会議録署名委員の指名を行います。

5番 櫻井 孝一 委員、6番 伊藤 英樹 委員をお願いします。

議 長 日程第2 「議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可
決定について」を議題とします。

それでは、事務局から2ページ申請番号1・2の内容の説明をお願いします。

事務局 それでは、資料の2ページをご覧ください。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可決定についてでございます。

申請番号1の内容についてご説明いたします。

位置図について資料の3ページ、現況写真について別綴りの1ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

届出人ですが、譲渡人が■■■■■さん、譲受人が菅谷地区の■■■■■さんになります。譲渡人と譲受人の関係性は兄弟になります。

申請地は、菅谷字西谷地44番になります。

地目が登記簿、現況とも田で面積が1,007㎡、市街化調整区域内の農用地区域内の農地になります。

申請事由は経営規模拡大に伴う無償譲渡、贈与による所有権移転になります。

現所有者の■■■さんは■■■さんの弟さんになりますが、現在、■■■■■にお住まいでこれまでも耕作は■■■さんが行っており、以前から所有権を■■■さんに変更しようという話には兄弟間でなっていたとのことであり、現所有者が県外在住ということもあり、今後も管理することが困難であるということで、今回、無償にて所有権を移転し、今後は■■■さんが耕作していくことになったものであります。

審査基準については、農地法第3条第2項1号の農地の全部効率利用と第4号の農作業への常時従事、こちらは年間150日間の従事が目安となります。

■■■さんですが、本人の現状とすると年間100日間程度の従事日数ではないかとお話ではありましたが、今後、目安となります年間150日の農業従事日数を確保することでした。

第6号の地域調和、こちらは地域の農作業に係る取り決めやルールを遵守することや防除基準に従うことなどが該当となりまして、こちらは申請様式中に本人から記載をいただいております。これら各要件に該当すると考えられることから、許可要件すべてを満たしていると判断し、申請書類を受理しております。

続きまして、資料2ページ、申請番号2の内容についてご説明いたします。

位置図について資料の4ページ、現況写真について別綴りの2ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

届出人ですが、貸付人が仙台市の■■■■■さん、借受人が神谷沢地区の■■■■■さんになります。

申請地は、菅谷字西谷地26番・27番の2筆になります。

地目が登記簿、現況とも田で、面積が2筆合計で2, 252㎡、市街化調整区域内の農用地区域内の農地になります。

申請事由は経営規模拡大に伴う新規の賃借権設定になります。

賃借設定期間は、令和7年6月1日から令和12年5月31日までの5年間となります。

貸付人の経営面積は1, 207㎡、借受人の経営面積は31, 523㎡です。

賃借料につきましては、物納とし、年間10aあたり30kg、年末持参払いとなります。

所有者であります仙台市の■■■■■さんですが、高齢により耕作を■■■■■のお知り合いの方に利用権設定によりこれまで耕作を依頼しておりましたが、耕作を引き受けておられた■■■■■の方も体調があまりよくなってきたことにより、利用権設定の更新を行わないこととなりました。

利府町内のは場であり、利府町の農家さんを知らないのではどうかご照会いただけないかという相談もあり、今回、隣地を作付けしている神谷沢地区の■■■■■さんにお話ししたところ快くお引き受けいただけることとなったことから、利用権設定の考え方が廃止になっておりますので、変わって農地法第3条申請による賃借権設定の申請があったものです。

審査基準については、農地法第3条第2項1号の農地の全部効率利用と第4号の農作業への常時従事、こちらは年間150日間の従事が目安となります。

■■■■■さんですが、■■■■■にある■■■■■にお勤めでして、年間農作業従事日数は年間100日間程度ではありますが、今後、目安となります年間150日の農業従事日数を確保するとのことでした。

第6号の地域調和、こちらは地域の農作業に係る取り決めやルールを遵守することや防除基準に従うことなどが該当となりまして、こちらは申請様式中に本人から記載をいただいております。これら各要件に該当すると考えられることから、許可要件すべてを満たしていると判断し、申請書類を受理しております。

以上で説明を終わります。

議長 次に、現地確認等の結果について、

番号1は現地及び今後の所有者が菅谷地区になりますので、私（1番 渡邊 賢 会長）から、番号2は現地が菅谷地区、所有者が仙台市の農業者になりますが、今後の耕作者が神谷沢地区の農業者になりますので10番 庄司 安伸 委員から、補足説明願います。

2ページ 番号1

1番 渡邊 賢 会長

ただ今事務局から説明がありましたが、譲受人の■■■さんと譲渡人の■■■さんは兄弟です、■■■さんの方が兄、長男なんですけども、今までも弟さんはこの田んぼを作ったことがないということで、お兄さんがずっと作っております。

今回、高齢にもなってきたということで兄に譲ることにしたようであります。資料の写真のとおり、今年もすでに水稻作付けが終わっております。適正に管理されているのを確認しております。

トラクター、田植え機、耕耘機その他機械類も揃っておりますので、問題ないと思います。

2ページ番号2

10番 庄司 安伸 委員

位置図については4ページ、写真については2ページですね、ご覧ください。

事務局から説明ありましたが、現地確認してまいりました、20aあるんですが、代掻きは終了しております。

■■■さんの方に今回の申請内容について聞いてまいりましたが、約3年位前から以前まで作られていた■■■さんという方から何とか作ってもらえないかと頼まれていたようであります。

それで、今回条件付きということで、作業効率向上のため、20aの田んぼを1枚にすることを納得してもらって承諾したということであります。

位置図ご覧になってください。今回の田んぼの上に3枚■■■さんの田んぼがあります。共有名義の分もあるということで、この分も追々お願いされるようにな

と思うと話しておりました。

■さんですが、皆さんご存じではないかと思いますが、意欲的に農作業に取り組んでもらっており、農機具も大型のものに更新してますし、やはり10aの田では大型機械では作りにくいということも2枚を1枚にした理由かもしれません。10a田では難儀するということで、最低でも50a～100a区画を目指しているというような情報も入っておりますので皆さんよろしく願いいたします。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

【質疑なし】

議 長 質疑がありませんので、これより採決を行います。本案件について、原案通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

【全員挙手】

全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

議 長 次に、日程第3「報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出に対する受理について」を議題とします。

事務局から資料5・6ページ申請番号3から9の内容について一括して説明をお願いします。

事務局 続きまして、資料の5ページ、6ページになります。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出に対する受理についてでございます。

申請番号3番から9番の内容について順にご説明いたします。

まず、番号3の届出になります。

現地の位置図について、資料の7ページ、現況写真は別綴りの3ページを併せてご覧ください。

申請番号3でございますが、届出人であります譲渡人が■■■■の■■■■さん、■■■■の方、譲受人が花園地区の■■■■さん、■■■■の方でございます。

届出地については、春日字硯沢213番1、地目については登記簿、現況とも畑、面積については1,331㎡で、市街化区域内の農地となります。

転用目的につきましては、資材置場及び駐車場となります。

当該地に一部、木が生い茂っている部分があり、その部分については木を伐採し、若干ではありますが畑を作りたいというお話も受けております。

申請地については、譲渡人の■■■■さんが土地の売却を希望されていたところに、譲受人の■■■■さんが土地を探していたところ、仲介業者を通じてマッチングしたことから今回の農地法第5条の届け出の提出となったものであります。

当該地の被害防除計画としましては、申請地は盛土、造成工事を行いませんので、雨水排水は現状のまま敷地西側公衆用道路へ排水するものであります。

審査基準については、届出の審査要件であります、市街化区域内の農地であることと、届出書の法定記載事項がすべて記載され、添付書類等が揃っておりまして、受理しております。

続きまして、資料の5ページ、申請番号4になります。

こちらの案件から計5件は、仙台市岩切羽黒前利府町神谷沢土地区画整理組合が施行する、仙台市岩切羽黒前利府町神谷沢土地区画整理事業による住宅地開発に伴うもので、仮換地が設定され、一度、土地の売買は終了しておりますが、現所有者である土地設計業者から新たに住宅地として造成する工事業業者へ登記簿が田となっている土地について、売買による所有権移転を行うため農地法5条の届出が提出されたものであります。

現地の位置図について、資料の7ページから12ページにかけて、現況写真は別綴りの4ページを併せてご覧ください。

写真を見ていただきますとお分かりいただけるかと思いますが、第2期の新たな区域の造成ということになりまして、現地についてはこれから動いていく段階ですので、まだはっきりした区割がされておられませんので現状を撮影してきております。

届出人ですが、譲渡人が[]の[]、譲受人が[]の[]主に建設業をされている会社でございます。

届出地については、神谷沢字金沢36番ほか5筆の計6筆、地目については田で、面積は6筆合計で7,694㎡になります。

届出地につきましては、本土地区画整理事業によりすでに住宅地整備が完了している部分も出てきておりますが、本地においても一団の住宅地整備の計画地となっており住宅地整備にあたり必要不可欠な土地となるものであります。

被害防除計画とし、土砂の流出等への対策としまして、計画地では切土及び盛土を行いますが、土砂流出等の危険性がある個所については、土留め擁壁等の設置をする対策を講じるものです。

雨水対策としましては、計画地内の雨水本管、道路側溝から調整池に集水、既存の河川に放流し、汚水については公共下水道に接続するものであります。

審査基準については、届出の審査要件であります、市街化区域内の農地であることと、届出書の法定記載事項が記載され、添付書類等が揃っておりますので、受理しております。

続きまして、資料5ページ、申請番号5になります。

同じく神谷沢地区の土地区画整理事業によるものでございます。

現地の位置図について、資料の9ページ、現況写真は別綴りの4ページを併せてご覧ください。

届出人ですが、譲渡人が[]の[]、譲受人が[]の[]主に建設業をされている会社でございます。

届出地については、神谷沢字金沢43番2ほか1筆の計2筆になります。

地目については2筆とも田で、面積は2筆合計で1,772㎡です。

他の内容については前段での説明内容と同様の対応となりますので省略いたします。

審査基準については、届出の審査要件であります、市街化区域内の農地であることと、届出書の法定記載事項が記載され、添付書類等が揃っておりますので、

受理しております。

続きまして、資料 6 ページ、申請番号 6 になります。

同じく神谷沢地区の土地区画整理事業によるものでございます。

現地の位置図について、資料の 10 ページ、現況写真は別綴りの 4 ページを併せてご覧ください。

届出人ですが、譲渡人が[]の[]さん、譲受人が先ほどと同じ[]の[]でございます。

届出地については、神谷沢字金沢 39 番ほか 1 筆の計 2 筆になります。

地目については 2 筆とも田で、面積は 2 筆合計で 911 m²です。

他の内容については前段での説明内容と同様の対応となりますので省略いたします。

審査基準については、届出の審査要件であります、市街化区域内の農地であることと、届出書の法定記載事項が記載され、添付書類等が揃っておりましたので、受理しております。

続きまして、資料 6 ページ、申請番号 7 になります。

同じく神谷沢地区の土地区画整理事業によるものでございます。

現地の位置図について、資料の 11 ページ、現況写真は別綴りの 4 ページを併せてご覧ください。

届出人ですが、譲渡人が[]の[]さん、譲受人が先ほどと同じ[]の[]でございます。

届出地については、神谷沢字金沢 40 番になります。

地目については田で、面積が 108 m²です。

他の内容については前段での説明内容と同様の対応となりますので省略いたします。

審査基準については、届出の審査要件であります、市街化区域内の農地であることと、届出書の法定記載事項が記載され、添付書類等が揃っておりましてので、受理しております。

続きまして、資料6ページ、申請番号8になります。

同じく神谷沢地区の土地区画整理事業によるものでございます。

現地の位置図について、資料の12ページ、現況写真は別綴りの4ページを併せてご覧ください。

届出人ですが、譲渡人が[]の[]、譲受人が先ほどと同じく[]の[]でございます。

届出地については、神谷沢字金沢46番2になります。

地目については畑で、面積が229㎡です。

他の内容については前段での説明内容と同様の対応となりますので省略いたします。

審査基準については、届出の審査要件であります、市街化区域内の農地であることと、届出書の法定記載事項が記載され、添付書類等が揃っておりましてので、受理しております。

こちらまでが神谷沢土地区画整理事業関連の届出になります。

それでは最後になります、資料6ページ、申請番号9になります。

現地の位置図について、資料の13ページ、現況写真は別綴りの5ページを併せてご覧ください。

申請番号9でございますが、届出人であります譲渡人が野中地区の[]さん、譲受人が[]の[]でございます。

届出地については、加瀬字郷楽26番6、地目については登記簿、現況とも畑、面積については345㎡で、市街化区域内の農地となります。

転用目的につきましては、駐車場用地となります。

申請地を選定した理由ですが、近隣での建築工事を請け負う際の従業員及び作業員の中継地点としての駐車場用地を探していたとのこととあります。

以前、今回の届出地の東側の町道を挟んだ向かい側の農地において、別業者にはなりますが、同内容での届け出があり、駐車場としての整備は行いましたが、駐車場として利用される前に当該地を売却された案件がございましたので、念のため、一工事に対応するための駐車場であれば一時転用での対応ではダメなのかどうか、土地を購入して永年での転用でなければならない理由について代理人を通して今回購入する側の■■■■■■■■■■あて確認していただきました。

■■■■■■■■■■でございますが、所在地が■■■■■■■■■■で、仙台・黒川管内を広く営業エリアとしており、各地域に同様の従業員・作業員用の駐車場を所有しているようであります。

利府町内での仕事を請け負うことが多くなったことに伴い、駐車場を求めたいとの要望から一時転用ではなく恒久転用での届け出になったものでございます。

前回の案件について、県担当にも見解をお聞きしたのですが、市街化区域内の農地であることもあり、まず駐車場としての整備も行ったことから違反ということまでは言えないだろうということとありました。市街化調整区域内の農地上の話では当然違反転用ということにはなるのですが。

まず、今回は市街化区域内であり、業者に念押しで確認も致しましたので、間違いなく駐車場として利用されるものと思われますのでよろしくお願いいたします。

当該地の被害防除計画としましては、特段なく、万が一被害を及ぼしてしまった場合は責任を持って対応するとのこととあります。

審査基準については、届出の審査要件であります、市街化区域内の農地であることと、届出書の法定記載事項がすべて記載され、添付書類等が揃っておりますので、受理しております。

議長 次に、現地確認調査等の結果について、

番号3については、現地が春日地区になりますので、14番 赤間 良一 委員から、番号4から番号8については、現地が神谷沢地区になりますので、10番 庄司 安伸 委員から、番号9については、現地が野中地区になりますので、13番 高橋 信博 委員からそれぞれ補足説明願います。

5ページ 番号3

14番 赤間 良一 委員

現地ですが、畑から駐車場、資材置場にしたいという案件です。

現場を見てきましたが、周辺は住宅地になっていまして、町道沿いなんですけど盛土され畑として作られてきましたが、草が伸びていたのをきれいに刈ってある状況です。ちょっと高台の場所なんですけど、問題はないと思われますのでよろしくをお願いします。

5 ページ番号 4～8

10 番 庄司 安伸 委員

位置図が8ページから、写真が4ページになりますのでご覧ください。

5月13日ですね、事務局の鈴木さんと橋本さんに御同行いただきまして現地確認してきました。どうもありがとうございました。

岩切羽黒前地区の第1期工事が終了しております、今回申請のあったのが第2期工事ということで、神谷沢金沢地区の5件が申請されております。

確認したところ、写真でもわかるとおり、造成工事中ですので今後時間を見まして進捗状況なんかも確認していきたいと思っております。

あと、前回の案件でもお話ししたんですが、履行確認初期確認っていうのは基礎工事からだと思うんですけど、基礎工事が始まってから区画のところのボードに記載されるんですね、今だと地番も何もわからずおおまかな感じでしか場所もつかめないの。これは工事完了したら業者から1本で完了報告が来ますか？

事務局 土地区画整理事業なので、市街化区域内の案件については基本いただいてはいいのですが、この件に関しては連絡があると思います。

庄司 安伸 委員

承知しました。ということで委員の皆さんよろしく願いいたします。

5 ページ番号 9

13 番 高橋 信博 委員

この地区はですね、去年も事務局から説明がありましたとおり、最初の申請で駐車場・資材置場、そして作業員の中継地点にするということで「31番2」の土地で出されました。

そして、今回の届出内容も前回と同じような内容で土地が売買されるということで、名義が変わるわけです。ましてや市街化区域なので、名義が変わっちゃうと先ほど事務局から説明がありましたが、その後についてはもうどうしようもないわけです。

それで、別紙の写真を見ると、周りはずでに擁壁が回されて住宅を建てることもできるくらいの状態に整えられております。

このような場所に駐車場・資材置場を整備するというのもちょっと首をかしげたくなっちゃいますけど、申請書類とかも揃えて届けられたということであれば致し方ないのかなという感じではあります。

本来、調整区域であればストップするということもあるのでしょうか、市街化区域内でありますので、このまま進めていくということになるのかなと思います。

事務局 すいません、写真の5ページの下側の写真をご覧いただきたいのですが。

当該地については、今回の届出者の■■■さんが畑として使われていた土地でして、写真にありますブロック擁壁も昔からあるものです。

元からあった擁壁ですので、今回たまたま条件が整った場所のようにはなりませんが、あくまで■■■さんが作った擁壁になります。

議長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

菊地 豊志 委員

番号3番から9番ですが、これは地目が農地なんですけど、開発が進んだり資材置場とかが出来上がれば地目は当然変わってくるわけですよね？

事務局 もちろんです。届出になりますので、総会では事後報告ということになります。まず、書類関係を受理し、2～3日程度で届出書を受理しましたということで「受理済通知書」というものを業者等にお渡しいたします。

市街化調整区域の許可申請書に係る許可書と同じ意味合いになる書類です。

これがすでに業者には渡っております。

その「受理済通知書」を受け取られて以降、工事を始め、工事が完了しましたら法務局にて地目の登記変更手続きを行っていただくようになります。

これをしませんと、農転の手続きをしても、工事を完了しても地目は農地のままということになります。

ですので、最終のところでは法務局での地目登記変更の手続きを行っていただければ地目は変わるということです。

菊地 豊志 委員

ということは、農転の許可なり受理済通知書が出されれば農業委員会からは手が離れるということですか？

事務局 許可を出させていただいて、法務局で手続きさえ行っていいただければ農地ではなくなりますので、その土地については農業委員会からは離れることになります。

櫻井 孝一 委員

土地区画整理事業の分については違いますよね？

事務局 土地区画整理事業については、工事を先行して行います。

ただこちらについても、地目が農地である土地については、農地転用の申請・届出が必要で、法務局での地目変更の手続きは出てまいります。

櫻井 孝一 委員

あとですね、申請番号5番の土地の面積が最初にもらった資料と総会資料と違っているようなんだけど。どちらが正しいんでしょう？

事務局 分筆したりしているところなので、すみません、システムの数字と現状とがあっていない部分もありまして。

すみません、確認しましたので修正をお願いします。

金沢43番2が資料では「2,040 m²」となっていますが、これを「217 m²」に修正ください。

金沢47番1が資料では「1,907 m²」となっていますが、これを「1,555 m²」に修正ください。

合計「3,947 m²」となっておりますところを「1,772 m²」に修正ください。

大変失礼いたしました。

伊藤 信一 委員

それではよろしいでしょうか？

まず3番目、[]さんという方が花園にいらっしゃるということで、説明だと若干の畑を作りたいということでよろしかったですね？

主としては駐車場・資材置場にしたいということで、花園の方がここまで来て駐車場とか資材置場を求めるとするのがアンマッチだと思うのですが？

事務局 質問されるだろうとは思っておりました。

写真の3ページお願いします。説明が足りませんでした。

3ページ上の写真です、写真に写っている中心あたりが今回申請のあった駐車場とか資材置場を想定している場所になります。

写真の奥側見ていただきますと、木が生えているところがあるんですがわかりますでしょうか？

赤茶色の屋根の家の左側です、ここが登記簿上の地目が「山林」になっておりまして、山林と畑の土地がつながって縦長の土地なんです。

この山林も合わせて[]の[]さんの所有地になります。

それで、当初、[]さんがこの山林部分も購入して自宅を建てたいというお話があったんです。

家を建てて、今回の届出した土地にちょっとした畑を作りつつ、残りを駐車場や資材置場として使いたいという内容でした。

しかし、今回は自宅を建てるというお話は再検討させてくださいと、まずは駐車場・資材置場のみの手続きということでの届け出となりました。

山林部分については、所有者とお話ししていくようになるのかなとは思いますが、山林部分についてのお話ですので民 - 民でのやりとりということになります。

伊藤 信一 委員

それではもう一つ、9番目です。

非常に興味をもってました、令和6年度の第6回目の総会かな、議事録を眺めてみますと、今日、事務局の鈴木さんが説明した内容とほぼ同じなんですよ。

まず仕方がないことなんだろうけど、農業委員会で何ともならないのだとすれば、前にも話したんですが、所有者である■■■さんにデメリットだよなぁ。

売買されるときは農地で、例えばその後売買するときには農地ではなくなるわけだよな？

まずきちんとした目的で利用されるよう注視していきたいと思いますが、また、駐車場として利用されるはずがすぐに住宅地になったなんてことのないようにだね。

高橋 信博 委員

転売されちゃっても農業委員会では何も言えないものね。

事務局 土地の売買については、所有者と購入される方とで売買金額についてはお決めになることですが、いただいた書類上ではお安い金額ではなかったです。

当然、売買契約を交わしておりますから、恐らく所有者の■■■さんも納得の上での売買だと思います。

議 長 その他ご意見等ございませんか。

ご質問・ご意見等がないようです。

報告案件でございますので、ご了承いただきます。

議 長 次に、報告第4号 農地転用許可を伴わない現状変更届出書の受理についてを議題とします。

資料14ページ申請番号10から13について、事務局から一括して内容の説明をお願いします。

事務局 続きまして、資料の14ページをお開きください。

報告第4号 農地転用許可を伴わない現状変更届になります。

申請番号10から13の内容について順にご説明いたします。

申請番号10番からになります。

位置図については資料の15ページ、現況写真は別綴りの6ページを併せてご覧ください。

届出者については、森郷地区 [REDACTED] さんです。

届出地については、森郷字藤田1番になります。

地目については、登記簿、現況とも田になります。

面積は3,100㎡で市街化調整区域内の農地になります。

届出事由については、100cmの盛土を行い、畑として使用するための現状変更届の提出となります。

審査基準については、

- (1) 作土（畑の表面部分）は30cm以上とすること。
 - (2) 土砂の流失又は、崩壊を防止する施設を講ずること。
 - (3) 道路及び水路に接する場合は、現状を確保すること。
- となります。

届出書については、法定記載事項がすべて記載されており、添付書類についても揃っておりましたので、内容を審査の上、受理いたしました。

続きまして、申請番号11になります。

位置図については資料の16ページ、現況写真は別綴りの7・8・9ページを併

せてご覧ください。

届出者については、春日地区 ■■■■■ さんです。

届出地については、赤沼字谷地 25 番 1 ほか 4 筆になります。

地目については、登記簿、現況とも田、畑、ため池の地目になります。

面積は 4 筆合計 2, 921 m²で、市街化調整区域内の農地になります。

届出事由については、現地に 30～50 cm の盛土を行い、果樹園として使用するための現状変更届の提出となります。

位置図を見ていただければと思いますが、以前の現状変更届により、今回の届出地に挟まれた土地をすでに盛土し、ブドウの苗木を植え終わっております。

今回その土地の周囲の農地も埋めることによって、面積を拡大していくとのことでもあります。

なお、先日現地に行った際に、耕作者からお話しされておりますが、写真資料の 8 ページをご覧くださいませでしょうか？

今回の届出の際にはこちらの写真のため池も埋める予定としておりましたが、ブドウと併せ、桃の栽培も行っていくようであり、畑への灌水が必要になることから、ため池部分は埋めずに残すとのことでありました。桂嶋委員が現場履行確認の担当になるかと思しますのでため池部分は埋めないということになりますのでよろしくお願いいたします。

審査基準については、

- (1) 作土（畑の表面部分）は 30 cm 以上とすること。
 - (2) 土砂の流失又は、崩壊を防止する施設を講ずること。
 - (3) 道路及び水路に接する場合は、現状を確保すること。
- となります。

届出書については、法定記載事項がすべて記載されており、添付書類についても揃っておりますので、内容を審査の上、受理いたしました。

続きまして、申請番号 12 になります。

位置図については 17 ページ、現況写真は別綴りの 7・8・9 ページを併せて

ご覧ください。

届出者については、赤沼地区 ■■■■■ さんです。

届出地については、赤沼字谷地 17 番ほか 1 筆の計 2 筆になります。

地目については、登記簿、現況とも田になります。

面積は 2 筆合計 807 m²で、市街化調整区域内の農地になります。

届出事由については、30～50 cm の盛土を行い、畑として使用するための現状変更届の提出となります。

先ほどの ■■■■■ さんの果樹園としての面積拡大に伴う盛土工事と併せ、しばらくの間、休耕田となっていた田に盛土を行い、畑として活用したいとのことで届出があったものです。

審査基準については、

- (1) 作土（畑の表面部分）は 30 cm 以上とすること。
 - (2) 土砂の流失又は、崩壊を防止する施設を講ずること。
 - (3) 道路及び水路に接する場合は、現状を確保すること。
- となります。

届出書については、法定記載事項がすべて記載されており、添付書類についても揃っておりましたので、内容を審査の上、受理いたしました。

事務局 大変申し訳ございません、また面積の修正をお願いします。

資料 14 ページ、申請番号 12 番、赤沼字谷地 17 番、面積「2,091 m²」とありますが「773 m²」に修正ください。

赤沼字谷地 45 の一部とあるところ、面積「351 m²」を「34 m²」に修正ください。筆数は変わりなく、面積合計「2,442 m²」を「807 m²」に修正ください。

システムとうまく連動しておりませんので何度も申し訳ございません。

最後です、申請番号 13 になります。

位置図については 18 ページ、現況写真は別綴りの 7・9 ページを併せてご覧ください。

届出者については、春日地区 ■■■■■ さんです。

届出地については、赤沼字谷地23番1の一部になります。

地目については、登記簿、現況とも畑になります。

面積は404㎡で、市街化調整区域内の農地になります。

届出事由については、30～50cmの盛土を行い、畑として使用するための現状変更届の提出となります。

こちら先ほどの■■■■■さんの果樹園としての面積拡大に伴う盛土工事と併せ、法面としている一部分部分を盛土によりかさ上げし、農地の有効面積を確保し、畑として活用したいとのことで届出があったものです。

審査基準については、

- (1) 作土（畑の表面部分）は30cm以上とすること。
 - (2) 土砂の流失又は、崩壊を防止する施設を講ずること。
 - (3) 道路及び水路に接する場合は、現状を確保すること。
- となります。

届出書については、法定記載事項がすべて記載されており、添付書類についても揃っておりましたので、内容を審査の上、受理いたしました。

議長 次に、現地確認調査等の結果について、

番号10については、現地が森郷地区になりますので、2番 鈴木 ハマ子 委員から、番号11から13については、現地が赤沼地区になりますので、3番 桂嶋 賢一 委員からそれぞれ補足説明願います。

14ページ 番号10

2番 鈴木 ハマ子 委員

この土地ですが、以前は■■■■■の■■■■■さんが所有者の■■■■■さんから高齢で作れないからと頼まれて田んぼを借りて作っていたんですが、■■■■■さんも体調がよくなって作れないということになりましたので、所有者が盛土をして畑として活用したいということになったものです。

隣に農地がありますが、影響のないように施工するとのことでしたのでよろしく願いいたします。

14ページ 番号11～13

3番 桂嶋 賢一 委員

それではご説明します。

まず、11番の■■■■さんですが、すでに今回の届出地の周辺をブドウ畑として稼働しておりまして、写真の7ページですか、上の写真、一輪車が逆さまになって写ってますが、その奥側の方は以前田んぼだったんです、現状は作っていない状況です。たまたま、現地確認の際に作業されてる方とお話しさせてもらったんですが、空いている農地を有効活用させてもらいたいということで今回届出させていただいたということでした。

先ほど事務局からも話ありましたが、8ページの下の写真、ため池写ってますけど、ここから水を上げてまして、ブドウに散水している状況です。

ですから、ここも埋めるんですかと聞いたところ、できればここは残したいんだという話でしたので、先ほどの事務局も鈴木さんの説明を聞いて合点しました。

それから12番です、■■■■さんなんですが、写真ですと7ページの下、地目が田んぼなんですけど、地面が高くなっているところなんです。

今回、盛土することにはなっておりますが、この土地は周りと高さを合わせるようにするならば逆に削らなければならないのではないかと思います。

9ページ上の写真の谷地45番っていう小さい、昔田んぼとして使っていたところですが、こちらについては盛土なのかなと思います。

番号13の■■■■さんですが、7ページの写真の右上ですね、先ほど法面のところという説明がありましたが、この上のところ、利府街道との境のところに長細い畑があります。

そちらを拡張するようなことで、前段の■■■■さんの盛土と併せまして一緒に盛土するということです。

周りの状況を見ましても、特に問題の起きそうなところではありませんのでよろしくをお願いします。

議長 事務局の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。
発言のある方は挙手願います。

伊藤 信一 委員

10番についてお願いします。

この案件というのは、昨年第7回総会でも同じ所有者からの盛土の届出がありましたが、現地7,000㎡を埋めております。

その時にこの面積に問題はないのかということで質問させてもらいましたが、事務局の方でも盛土完了後にきちんと畑として利用されるかどうか注視していきますという回答がありました。

前回届出の 7,000 m²についてはすでに盛土工事が完了しておりますが、畑として活用されている様子が見受けられません。

それで、今回非常に気にしているのは、今回 3,000 m²を埋め立てて合計 1 ha になります。

前は 10 月だったんで、今の米騒動が起きるちょっと前の話だったんですが、今になってみれば 3,000 m²ですね、ここは土地的にもいいところですので、事務局に盛土の相談が来た時に、ワンストップかからなかったですかね？

埋めてしまうのはもったいないとか。作る方を探してあげるとか。

そういう考え方もあったんじゃないのかなあって思いますね。

事務局 所有者ご本人から直接相談の電話をいただいたということもありまして、どうしても田んぼとして残すのが管理面からも難しいといった話もされまして。

伊藤 信一 委員

畑にしても作る人がいないんじゃないですかね。

事務局 この場所が市街化調整区域内の農地なので、上物を建てたりする転用はできないんです。駐車場、資材置場なんかであれば可能ではありますが、この面積になりますと駐車場、資材置場としての必要性についての説明が必要となります。

転用が難しいようであれば、盛土させてもらいたいということでした。

一番は、先ほどの■■■■さんのように畑として使っていただけるような方を探していかなければならないだろうなとは思っております。

伊藤 信一 委員

うん、まずここだけでなく何年も前からもったいないような土地がたくさん埋められてってあるじゃないですか、今になってみれば米を作れ作れってなってくと思うんですよ。

あとは、農業振興公社にこういう農地があるんですけどって情報を入れるのも必要かと思いますね。

事務局 地域おこし協力隊に梨づくりがんばってもらっておりますが、梨畑を倒すという情報を J A などからいただきますと、ちょっと倒すの待ってくださいって感じで梨農家さんに連絡入れたりするんですが、田んぼだと確かなかなかそういうことは今までなかったかもしれません。

櫻井 孝一 委員

ここで違う問題にはなるんだけど、前まで作ってくれてた■■■■さんにもちよっと問題あるんじゃないかと思ってるのね？

耕作面積の規模拡大ということで田んぼを借りる申請をしてきて、一生懸命やってきてるのでわかるんだけど、そのことで体調悪くされて作れなくなってしまったのではどうなのかなと。

ただ、■■■さんはすごいですよ、確かにね。

赤間 良一 委員

■■■さんっていうのは町内に田んぼたくさん借りてる方？ですよ。

私も本人とお話しとかしたことあるけれども、前に農業委員会で田んぼを借りてもらえる方のそういった健康状態とか、何もわからない状況で農地を借りまくって、その後どうなるんだ、本当に大丈夫なのって私1期目のときに事務局に聞いた記憶があります。

渡邊会長も聞いていたかと思うんですけど、皆さんそういう年代になってきているんですよ。

櫻井 孝一 委員

でも、■■■さんは我々より若いんだよ？

赤間 良一 委員

ああ、そうなんだね。

息子さんいたと思うけど、息子さんに手伝ってもらうとかできないのかね？

まず、こういうことについて考える時代になってきていると思うのね、農業委員会としても。

貸せばいいんだっていうことではダメなんだね。私はそう思います。

事務局

■■■さんは借りている田んぼについてすべて作付けしておりますね。

ただし、先ほどお話ししましたところにつながりますが、田んぼを借りる際は当然規模拡大を理由に皆さん借りるわけです、■■■さんも同様で、直近でも規模拡大を理由に田んぼを借りる手続きをしてるわけです、しかし一方で体調がよくなってということで田んぼを返してもいるわけです。そこに矛盾が発生するといえますか。

ご本人は、体調のこともあるので、自宅から離れている場所から徐々に借りてる田んぼを返していくようになるとの話をされてました。

ただし、そうしますと今回の■■■さんが盛土をするところは■■■さんの自宅からすれば近いわけですので自宅から遠い田んぼを残されてるわけです。

赤間 良一 委員

事務局としてはスタンス的にはどう考えているの？

これからの借り手、担い手いろいろやっているけれども、米はさ、一回植えてしまえば楽なんだと言うけど、梨よりはね。

貸せばいい、借りればいいではなくて、息子とかが一緒にやってるならまだしも、何でもかんでも一人でやってるってことでしょ？

事務局　　まず、これまではそれでもよかったんでしょうけども。

赤間　良一　委員

ある程度の枠を設けなければならないのではないですかね？
今だと黒川の人も利府に来てるんでしょ？

事務局　　はい、大和の方ですね。

赤間　良一　委員

他からも来てるんで、まずいいんですけども、ただそれだってある程度の制限をしないと、本当は利府の方が借りたかったんだって言うこともあったのではないかと。大和の方は真面目に作ってくれるからとかっていうこともあるからなのか、まず、これからについて最低限のルールを作った方がいいと思うんですがいかがですか？

伊藤　信一　委員

機械がどのくらいあるか、稼働日数がどのくらいかなどの確認ね。

事務局　　あと家族構成なんかも確認しなければと思います、本人以外に作業する方がいるかどうかですね。

櫻井　孝一　委員

それから、もう一人いるのさ、■■■の■■■さんね。

■■■さんも前から比べるとだんだん控えてきてると思うのね。

ただ、作業を手伝っているのがおばあちゃんたちなのさ、ほとんどは一人で作業してるから、農道のど真ん中に車を停めて田んぼに降りて行って作業してるのさ。他の人は車通れないから遠回りして田んぼまで行ってさ。

その辺は周りにも気を使って作業してほしいよね。

伊藤　信一　委員

■■■さんの息子さんとかは手伝ってはくれないの？

櫻井　孝一　委員

どちらもやらないの、■■■さんの息子もだけど。

全部一人なんだね、■■■さんは体調崩したときは息子が手伝ってたようだけども。

庄司 安伸 委員

■さんはこの間の神谷沢地区のほ場と菅谷地区のほ場を交換してやり始めましたけどね。

事務局 いずれにしても、これからは今まで以上にそういうところを注意してみなければなりませんね。

作業するのに必要な機械を所有されているか、家族構成とか本人の体調とか申請があったときに事務局で確認していきます。

議 長 その他、ご質問・ご意見等ございませんか。
ご質問・ご意見等がないようです。
報告案件でございますので、ご了承いただきます。

議 長 次に、その他に移ります。

(1) 履行確認について、担当委員を割り当てます。

5 ページ、番号 3 については、14 番 赤間 良一 委員 に、
5・6 ページ、番号 4 から 8 については、10 番 庄司 安伸 委員 に、
6 ページ、番号 9 については、13 番 高橋 信博 委員 に、
14 ページ、番号 10 については、2 番 鈴木 ハマ子 委員 に、
番号 11 から 13 については、3 番 桂嶋 賢一 委員 にそれぞれ履行確認をお願いします。

議 長 次に、19 ページから 21 ページまでの、転用事業の履行確認の状況について、委員の皆さんよりご報告をお願いいたします。

【報告なし】

議 長 ないようですので、(1) 履行確認について、を終了します。

議 長 次に(2)、次回の総会日程について、事務局から説明をお願いします。

局 長 次回の第 3 回総会の日程でございますが、令和 7 年 6 月 25 日（水曜日）となります。

総会開催後に第1回農地パトロールを実施いたしますので、開始時間を30分繰り上げまして、午後1時30分から、利府町役場2階 第3会議室で開催したいと思いますのでよろしくお願いします。

また、延期とさせていただいておりました歓送迎会についても、農地パトロール終了後、開催したいと思いますので併せてよろしくお願いいたします。

議長 それでは、次回は令和7年6月25日（水曜日）の午後1時30分から役場2階の第3会議室で開催いたしますので御参集願います。

農地パトロール、歓送迎会も予定されておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 他に委員の皆さんからご意見などございませんか。

【意見なし】

なければ事務局からお願いします。

事務局 それでは事務連絡いたします。

1 番目です、前回総会から会長及び各委員が出席した行事についてです。

5月16日（金）、宮城県農業会議第110回常設審議委員会に会長が出席しております。

2 番目の5月21日（水）のみやぎアグリレディス21監査会・役員会ですが鈴木ハマ子職務代理者が出席しておりますので職務代理者からご報告がございます。

【鈴木 ハマ子職務代理者から報告】

続きまして、2 番 農地パトロールの実施についてです。

来月の第3回総会終了後に第1回農地パトロールを実施します。

今年度は、6・9・11月の年3回、各月の総会終了後に実施する計画としておりますので調整についてお願いします。

年3回の予定としておりますので、今回第1回目は、これまで農地転用の許可申請・届出が出されましたが、未だ未完成となっており履行確認一覧に残ってしまっている古い案件の当該地の現状を委員間で情報共有したいことから確認したいと思っておりました。

農地パトロール実施月の総会（6・9・11月）の開催時間は各回とも30分繰り上げまして、13時30分から開催することといたしますので御承知おき願います。

また、農地パトロール開催月の総会にお越しの際は、最初から作業服、長靴持参でお越しください。

なお、担当地区で各委員へ現状を共有する必要があるような場所がある場合は、6・9・11月それぞれの10日まで事務局に連絡願います。

続きまして3番目です。

本年度の農地パトロール強化月間については、先月の総会案件において「令和7年度最適化活動の目標の設定について」により、9～1月の期間をパトロール強化月間としますので、本期間中は各委員が一斉に同じ活動をし、他の月よりも活動内容や頻度が向上していると客観的に認められるようにしなければなりませんので、強化月間中は担当地区のパトロールの日数を増やしていただくようお願いします。

最後4番目です。

諸事情により、4・5月と延期とさせていただいておりましたが、来月総会終了後に歓送迎会を開催させていただきますので、日程調整方よろしくお願いいたします。

なお、詳細はおって通知差し上げますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 他にございませんか？
それでは、その他を終了します。
これで議長の任を終わらせていただきます。

局 長 ありがとうございました。

5 閉 会

局 長 最後に、閉会のご挨拶を 鈴木 ハマ子職務代理者からお願いします。

(鈴木ハマ子 会長職務代理 閉会挨拶)

局 長 ありがとうございました。
以上をもちまして、第2回 農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

この審議は、書記が記載したもので内容が正確であり署名する。

令和7年 6 月 17 日

5 番委員

櫻井 孝一



6 番委員

伊藤 英樹



